（道路整備特別措置法施行規則の一部改正）

第二条　道路整備特別措置法施行規則（昭和三十一年建設省令第十八号）の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。

第四条の二　法第八条第七項の国土交通省令で定める事務は、次に掲げるものとする。ただし、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）が占用入札を実施する場合であつて、会社及びその子会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号に規定する子会社をいう。）が占用入札に参加しようとする者となることが見込まれるときは、この限りでない。

一　道路の占用の許可に係る申請書の記載事項の確認

二　占用入札のための調査

三　前二号に掲げるもののほか、法第八条第一項第十四号又は第十六号から第十九号までの規定により機構が高速道路の道路管理者に代わつて行う権限に係る事務（当該権限を行使する事務を除く。）

（開発道路に関する占用料等徴収規則の一部改正）

第三条　開発道路に関する占用料等徴収規則（昭和四十二年建設省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。

（開発道路に係る占用料の額の最低額）

第四条の二　開発道路に係る占用料の額の最低額の下限の額については、第三条第一項本文及び第三項の規定を準用する。この場合において、同条第一項本文中「法第三十二条第一項若しくは第三項の規定により許可をし、又は法第三十五条の規定により同意をした占用の期間に相当する期間」とあるのは「入札対象施設等の種類その他の事項を勘案して国土交通大臣が定める期間」と、同条第三項中「前二項の規定にかかわらず、前二項」とあるのは「第四条の二において準用する第一項の規定にかかわらず、同項」と、「占用料の額を定める」とあるのは「第四条の二において準用する第一項」と、「の占用料を徴収する」とあるのは「を占用料の額の最低額の下限の額とする」と読み替えるものとする。

（高速道路事業等会計規則の一部改正）

第四条　高速道路事業等会計規則（平成十七年国土交通省令第六十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

「受託業務前払金	受託業務（高速道路事業を除く。）における前払金で、未だ精算が行われていないもの	」を
「高速道路事業受託業務前払金	高速道路事業における受託業務に係る前払金で、未だ費用に計上されていないもの	」に、
「受託業務前受金	受託業務（高速道路事業を除く。）に係る前払金で、未だ費用に計上されていないもの	」を
「高速道路事業受託業務前受金	高速道路事業における受託業務に係る費用又は負担金の受入額で、未だ収益に計上されていないもの	」に、
「受託業務前受金	受託業務（高速道路事業を除く。）に係る費用又は負担金の受入額で、未だ収益に計上されていないもの	」を
「道路資産完成高 道路資産完成高 受託業務収入	高速道路事業により建設した道路等の譲渡高 高速道路事業により建設した道路等の譲渡高 高速道路事業における受託業務に係る収入	」に、
「直轄事業受託業務収入 その他の受託業務収入	直轄事業受託に係る収入 上記以外の受託に係る収入	」を
「直轄事業受託業務収入 その他の受託業務収入	直轄事業受託業務に係る収入 上記以外の受託業務に係る収入	」に、
「（何）事業営業費用	兼業に係る営業費用（兼業に係る営業費用は例示であり、適当な科目を設定できる。）	」を
「（受託業務費用） （何）事業営業費用	高速道路事業における受託業務に係る営業費用 兼業に係る営業費用（兼業に係る営業費用は例示であり、適当な科目を設定できる。）	」に、
「受託業務事業費	直轄事業受託に係る営業費用	」を
「直轄事業受託業務事業費 その他の受託業務事業費	直轄事業受託業務に係る営業費用 上記以外の受託に係る営業費用	」を
「受託業務費用 直轄事業受託業務費用 その他の受託業務費用	直轄事業受託業務に係る営業費用 上記以外の受託業務に係る営業費用	」に

改める。

別表第二第1号様式中「受託業務前払金　××」を「高速道路事業受託業務前払金　××
受託業務前払金　××」に、「受託業務前受金　××」を「高速道路事業受託業務前受金　××
受託業務前受金　××」に改め、同表第2号様式中「道路資産完成高　××」を「道路資産完成高　××
受託業務収入　××」に、「管理費用　××　××」を「管理費用
受託業務費用　××
××　××」に、「受託業務事業費　××」を「受託業務費用　××」に改め、同表第8号様式中「道路資産完成高　××」を「道路資産完成高　××
受託業務収入　××」に改め、同表第9号様式中「2．営業外費用」を「2．営業外費用
受託業務費用
営業外費用　××」に改める。

別表第三中「高速道路事業管理費用」の下に「、高速道路事業受託業務費用」を加える。

附　則

この省令は、道路法等の一部を改正する法律附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十七年四月1日）から施行する。